

工事現場における標示施設等の設置基準

令和6年11月5日

(目的)

- 1 道路利用者、工事現場周辺の住民、工事関係者等に対し、工事情報を分かりやすく提供し、円滑な施工を確保するため、工事現場における標示施設等の設置及び管理についての基準を定めるものとする。

(工事の標示)

- 2 工事を行う場合は、次の事項を標示する標示板等を、工事区間の起終点（起終点がない場合は、公衆の見やすい場所）に設置し、工事完成まで存置しておくとともに、工事完成後は速やかに撤去する。

ただし、各種法令等に基づく標識、必要な道路標識等を掲示した掲示板は、工事しゅん工検査が終了するまで、残置しておくとともに、工事しゅん工検査終了後は速やかに撤去する。

(1) 工事内容

工事名、内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

工期、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

【参考1 標示板等】



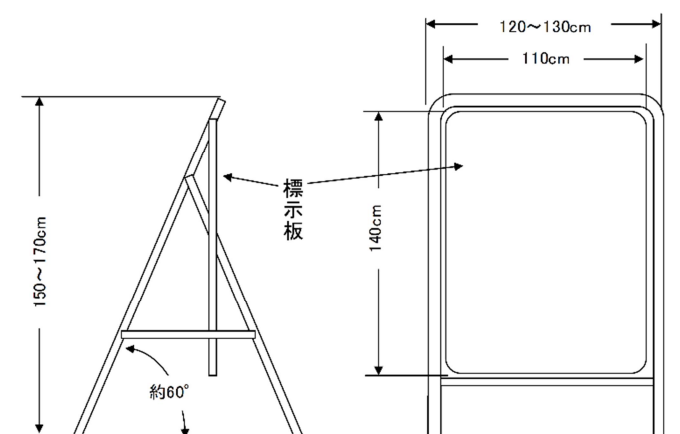
- ・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

- ・工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示する。

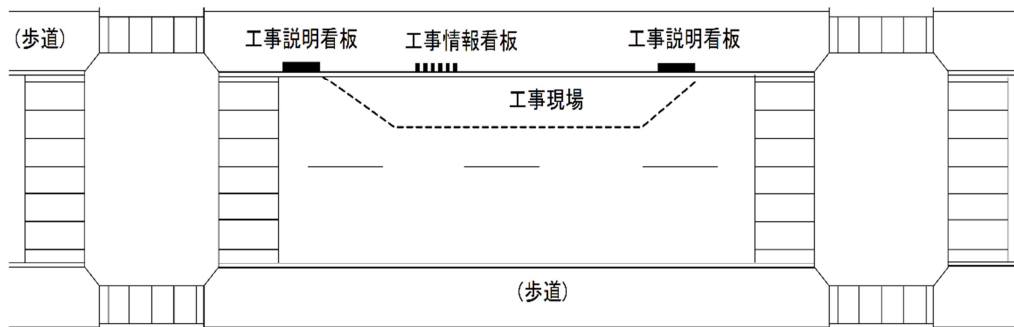
工事内容の記載例

舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷んだ舗装をなおしています ・ 騒音を少なくする舗装を行っています ・ 舗装の（新設・打ち替え・改良）を行っています
道路工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の（新設・拡幅・改良）を行っています ・ 事故の危険性を解消するため交差点を改良しています
歩道工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷んだ歩道をなおしています ・ 歩道のバリアフリー化を行っています ・ 歩道を広げる工事を行っています
道路維持工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷んだガードレール（標識、排水柵等）をなおしています
橋梁補強工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震対策のため橋の補強を行っています
照明灯改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗くなった照明灯を新しくしています
塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷んだ外壁の塗装を塗り替えています
水道工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道管の新設を行っています ・ 水道管の取替を行っています ・ 水道管の撤去を行っています ・ 水道管の修理を行っています ・ 水道管の移設を行っています ・ 緊急で水道管の水漏れを直しています
河川工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川（水路・護岸）の（新設・拡幅・改良）を行っています ・ 洪水氾濫を防止するために護岸を整備しています
防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上の防水を行っています
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○を新築しています ・ トイレを改修しています ・ 屋根を改修しています
解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○を解体しています
公園工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内に遊具を設置しています ・ 公園内の遊具を改修しています ・ 新しく公園を作っています

設置方法例



標示板の設置場所



【 参考 2 各種法令等に基づく標識 】

①建設業の許可票	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所 公衆の見やすい場所 ・ 標識寸法 縦 25cm 以上、横 35cm 以上 	
掲 示 根 拠	<p>【 建設業法 】 (標識の掲示)</p> <p>第 40 条 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第 1 の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>【 建設業法施行規則 】 (標識の記載事項及び様式)</p> <p>第 25 条 法第 40 条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあっては第 1 号から第 4 号までに掲げる事項、建設工事の現場にあっては第 1 号から第 5 号までに掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般建設業又は特定建設業の別 (2) 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業 (3) 商号又は名称 (4) 代表者の氏名 (5) 主任技術者又は監理技術者の氏名 <p>2 法第 40 条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあっては別記様式第 28 号、建設工事の現場にあっては別記様式第 29 号による。</p>

備考

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
25cm以上	主任技術者の氏名	専任の有無	
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
許可年月日			
35cm以上			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

②労災保険関係成立票

- ・ 掲示場所 事業場の見やすい場所
- ・ 標識寸法 縦 25cm 以上、横 35cm 以上、地色：白、文字、黒

掲
示
根
拠

【 労働者災害補償保険法施行規則 】

（法令の要旨等の周知）

第 49 条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を**常時事業場の見やすい場所に掲示し**、又は備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない。

2 （略）

【 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 】

（建設の事業の保険関係成立の標識）

第 77 条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第 4 号）を**見やすい場所に掲げなければならない**。

備考

様式第4号(第77条関係)

労 災 保 険 関 係 成 立 票			
保険関係成立年月日	年	月	日
労働保険番号			
事業の期間	年	月	日から 日まで
事業主の住所氏名			
注文者の氏名			
事業主代理人の氏名			

文字 地色 横 縦
 黒 白 三五センチメートル以上 二五センチメートル以上

③施工体系図

- ・ 掲示場所 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（両方を兼ねることも可能）。
- ・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。）

掲
示
根
拠

【 建設業法 】

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第 24 条の 8 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 第 1 項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを **当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。**

	<p>【 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 】 (施工体制台帳の作成及び提出等)</p> <p>第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第 1 項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第 4 項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>
備考	

④下請負人に対する通知（下請契約のある工事）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所 工事現場の見やすい場所 ・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。） 	
掲 示 根 拠	<p>【 建設業法施行規則 】 <small>※作成建設業者（施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。）</small></p> <p>（下請負人に対する通知等）</p> <p>第 14 条の 3 建設業者は、作成建設業者[※]に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げ、又は当該事項を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1) 作成建設業者の商号又は名称</p> <p>(2) 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第 24 条の 8 第 2 項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>

備考

【 現場への掲示文例 】

～ 下請負人となった事業者様へ ～

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた事業者は、遅滞なく、〇〇営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

なお、一度通知した内容に変更が生じた場合も、変更年月日を付記して同様に提出してください。

〇〇建設 株式会社

⑤建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識

- ・ 掲示場所 現場事務所、工事現場出入口等、見やすい場所
- ・ 標識寸法 大（A3判）、小（A4判）のシール

掲
示
根
拠

【 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 】

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

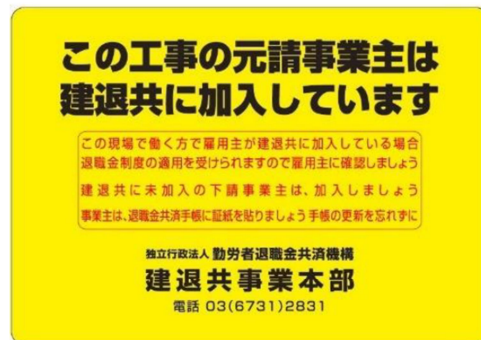
(5) 施工体制の把握の徹底等に関すること

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す**標識の掲示等**の確認を行うこと。

備考



シール大



シール小

⑥緊急時連絡表	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所 事務所、詰所等の見やすい場所 ・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。） 	
掲 示 根 拠	<p>【 土木工事安全施工技術指針 】</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 4 節 工事現場管理</p> <p>5. 緊急通報体制の確立</p> <p>(3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。</p>
	<p>【 労働安全衛生規則 】</p> <p>(周知のための資料の提供等)</p> <p>第 642 条の 3 建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況（労働者に危険を生ずるおそれのある箇所を含む。以下この条において同じ。）、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であって当該場所で新たに作業に従事することとなったものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。</p>
備考	

⑦作業主任者選任の掲示板	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所 作業場の見やすい箇所、数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可能 ・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。） 	
掲 示 根 拠	<p>【 労働安全衛生法 】</p> <p>(作業主任者)</p> <p>第 14 条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p>
	<p>【 労働安全衛生規則 】</p> <p>(作業主任者の氏名等の周知)</p> <p>第 18 条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労</p>

	働者に周知させなければならない。
備考	

⑧建築基準法による確認表示板

- ・ 掲示場所 工事現場の見やすい場所
- ・ 標識寸法 縦 25cm 以上、横 35cm 以上

掲 示 根 拠	<p>【 建築基準法 】 (工事現場における確認の表示等)</p> <p>第 89 条 第 6 条第 1 項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>【 建築基準法施行規則 】 (工事現場の確認の表示の様式)</p> <p>第 11 条 法第 89 条第 1 項 (法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第 68 号様式による。</p>

備考																			
第六十八号様式(第一条関係)(木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。)																			
35cm以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建 築 基 準 法 に よ る 確 認 済</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">確 認 年 月 日 番 号</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>確 認 済 証 交 付 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 築 主 又 は 建 築 造 主 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 計 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 監 理 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 施 工 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 現 場 管 理 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 築 確 認 に 係 る そ の 他 の 事 項</td> <td></td> </tr> </table>	建 築 基 準 法 に よ る 確 認 済		確 認 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	確 認 済 証 交 付 者		建 築 主 又 は 建 築 造 主 氏 名		設 計 者 氏 名		工 事 監 理 者 氏 名		工 事 施 工 者 氏 名		工 事 現 場 管 理 者 氏 名		建 築 確 認 に 係 る そ の 他 の 事 項	
建 築 基 準 法 に よ る 確 認 済																			
確 認 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号																		
確 認 済 証 交 付 者																			
建 築 主 又 は 建 築 造 主 氏 名																			
設 計 者 氏 名																			
工 事 監 理 者 氏 名																			
工 事 施 工 者 氏 名																			
工 事 現 場 管 理 者 氏 名																			
建 築 確 認 に 係 る そ の 他 の 事 項																			
25cm以上																			
<p><small>【注意】</small></p> <p>1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。</p> <p>2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。</p>																			

⑨解体工事業者登録票

- ・ 掲示場所 公衆の見やすい場所
- ・ 標識寸法 縦 25cm 以上、横 35cm 以上

掲
示
根
拠

【 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 】

(標識の掲示)

第 33 条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、**公衆の見やすい場所に**、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した**標識を掲げなければならない。**

備考

【 記入例 】



**⑩事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関する
お知らせに係る掲示板**

- ・ 掲示場所 工事現場で公衆の見やすい場所
- ・ 標識寸法 縦 42cm、横 29.7cm 以上
横 29.7cm、縦 42cm 以上

掲
示
根
拠

【 大気汚染防止法 】

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第 18 条の 15 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- (1) 当該調査の結果
- (2) 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

- イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ロ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
- (3) 当該解体等工事が第 18 条の 17 第 1 項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項
- イ 前号に掲げる事項
 - ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 2 (略)
- 3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第 1 項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。
- 4 解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第 1 項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第 1 項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前 2 項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、**当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。**
- 6 (略)

【 大気汚染防止法施行規則 】

(作業基準)

第 16 条の 4 石綿に係る法第 18 条の 14 の作業基準は、次のとおりとする。

- (1) 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事の場所
 - ハ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ト 第 10 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項

(2) 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、**公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。**

イ 長さ 42.0 センチメートル、幅 29.7 センチメートル以上又は長さ 29.7 センチメートル、幅 42.0 センチメートル以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(ロ) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第 18 条の 17 第 1 項又は第 2 項の届出年月日及び届出先

(ハ) 第 10 条の 4 第 2 項第 3 号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(解体等工事に係る掲示の方法)

第 16 条の 9 法第 18 条の 15 第 5 項の規定による掲示は、長さ 42.0 センチメートル、幅 29.7 センチメートル以上又は長さ 29.7 センチメートル、幅 42.0 センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第 16 条の 10 法第 18 条の 15 第 5 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第 16 条の 7 第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(3) 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

【 石綿障害予防規則 】

(事前調査及び分析調査)

第 3 条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第3項第3号から第8号までの場合においては、第1号から第4号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第3号及び次項第1号において「調査終了日」という。）から3年間保存するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む。）

(7) (略)

(8) 第6号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（第5項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠

(9) (略)

(10) (略)

8 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、**見やすい箇所に掲示する**とともに、次条第1項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。

(1) 調査終了日

(2) 前項第6号及び第8号に規定する事項の概要

9 (略)

備考

レベル1、2(石綿届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出
 を行っております。
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号及び第16条の9の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:		届出先及び届出年月日 労働基準監督署 都・道・府・市・区		発注者等(大気汚染防止法による届出者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
調査終了年月日		年月日		住所	
看板表示年月日		年月日		住所	
解体等工事期間		年月日 ~ 年月日		住所	
特定粉じん排出等の作業期間		年月日 ~ 年月日		元請業者(特定工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
調査方法の概要(調査箇所)				住所	
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)				現場責任者氏名 連絡場所 TEL を石綿作業主任者に委任しています。 調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称	
特定粉じん排出等作業の方法 除去・洗い込み・封じ込め・その他				住所	
特定建築材料の処理方法 種類・型式・設置数				その他必要な事項	
排気能力(m ³ /min)					
使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)					
使用する資材及びその種類					
その他の特定粉じんの排出又は採取の抑制方法					
備考:その他の条例等の届出年月日					

⑪再生資源利用(促進)計画書

- ・ 掲示場所 公衆の見やすい場所
- ・ 標識寸法 規定なし(読みやすい大きさにすること。)

掲
示
根
拠

【建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令】

(再生資源利用計画の作成等)

第9条 元請建設工事業業者等は、次の各号のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者は、当該再生資源利用計画の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

- (1) 体積が500立方メートル以上である土砂
- (2) 重量が500トン以上である砕石
- (3) 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 元請建設工事業業者等(発注者から直接請け負った建設工事にあつては、発注者及び元請建設工事業業者等)の商号、名称又は氏名
- (2) 第10条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
- (3) 前項各号に掲げる建設資材ごとの利用量
- (4) 前号の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
- (5) 再生資源の種類ごとの搬入元の名称及び所在地
- (6) 前項各号に掲げる建設資材ごとの再生資源利用率(工事現場における建設資材の利用量に対する再生資源の利用量の割合をいう。)
- (7) 再生資源利用計画の作成日又は変更日
- (8) 前各号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

3 (略)

4 元請建設工事業業者等は、工事現場において、再生資源利用計画を**公衆の見やすい場所に掲げ**、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

【 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 】

(再生資源利用促進計画の作成等)

第8条 元請建設工事業業者等は、次の各号のいずれかに該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

- (1) 体積が500立方メートル以上である建設発生土
- (2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200トン以上であるもの

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 元請建設工事業業者等（発注者から直接請け負った建設工事にあつては、発注者及び元請建設工事業業者等）の商号、名称又は氏名
- (2) 第9条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
- (3) 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設、他の工事現場その他の指定副産物の搬出先への搬出量
- (4) 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称及び所在地
- (5) 指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率（工事現場における指定副産物の発生量に対する当該工事現場内における利用量及び当該工事現場からの搬出量のうち再生資源としての利用量の合計の割合をいう。）
- (6) 再生資源利用促進計画の作成日又は変更日
- (7) 前各号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

イ (略)

ロ (略)

(3) (略)

4 (略)

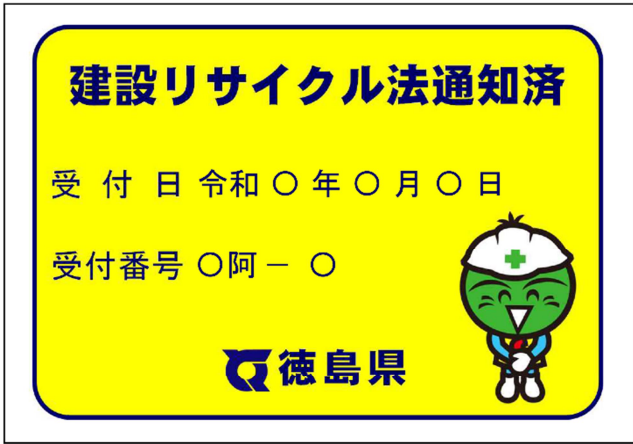
5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 元請建設工事業業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画を**公衆の見やすい場所に掲げ**、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁

	<p>的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>
備考	

⑫建設リサイクル法通知済証	
<p>・ 掲示場所 工事現場内で、工事関係者や公衆が見やすい場所</p> <p>・ 標識寸法 A5 サイズ</p>	
掲 示 根 拠	<p>【 建設リサイクル法第11条に基づく通知に係る事務の当面の運用について（通知） 】</p> <p>3 通知方法 (略)</p> <p>(通知事務の流れ)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 受注者に「建設リサイクル法通知済証」及びチラシを交付し、「建設リサイクル法通知済証」については工事着手日までに工事現場に掲示するよう依頼する。</p>
備考	
	
建設リサイクル法通知済証（記載例）	

⑬道路占用許可書	
<p>・ 掲示場所 占用物件又は占用場所の見やすい箇所</p> <p>・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。）</p>	

掲 示 根 拠	<p>【 阿波市道路占用規則 】 (占用許可済の表示)</p> <p>第 5 条 道路占有者は、占用許可の期間中、占用物件又は占用場所の見やすい箇所に、様式第 3 号又は様式第 4 号による道路占用許可済の表示をしなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p>
----------------------------	---

備 考	<p>様式第 3 号 (第 5 条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路占用許可済証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可期限 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">阿波市</td> </tr> </table> <p>様式第 4 号 (第 5 条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">道 路 占 用 許 可 済</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">許 可 番 号 及 び 年 月 日</td> <td>第 号 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>道路占有者の 住所及び氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>占 用 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>占 用 物 件 の 種 類 及 び 数 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>占 用 場 所 及 び 路 線 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>占 用 期 間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>工 事 期 間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>施工業者名及び 現場責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 路 管 理 者</td> <td>阿波市(所管 課)</td> </tr> </table>	第 号	道路占用許可済証	許可期限 年 月 日	阿波市	道 路 占 用 許 可 済		許 可 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日	道路占有者の 住所及び氏名		占 用 目 的		占 用 物 件 の 種 類 及 び 数 量		占 用 場 所 及 び 路 線 名		占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	施工業者名及び 現場責任者氏名		道 路 管 理 者	阿波市(所管 課)
第 号																									
道路占用許可済証																									
許可期限 年 月 日																									
阿波市																									
道 路 占 用 許 可 済																									
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日																								
道路占有者の 住所及び氏名																									
占 用 目 的																									
占 用 物 件 の 種 類 及 び 数 量																									
占 用 場 所 及 び 路 線 名																									
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで																								
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで																								
施工業者名及び 現場責任者氏名																									
道 路 管 理 者	阿波市(所管 課)																								

⑭安全衛生推進者等氏名の掲示板（選任したとき）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所 作業場の見やすい箇所 ・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。） 	
掲 示 根 拠	<p>【 労働安全衛生規則 】 (安全衛生推進者等の氏名の周知)</p> <p>第 12 条の 4 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。</p>
備 考	

⑮標準断面図等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所 工事現場の公衆の見やすい場所 ・ 標識寸法 縦 70～120cm、横 50～100cm ・ 掲示内容 <p>【徳島県土木工事共通仕様書に基づく工事の場合】 様式第 1 号のとおりとする。ただし、様式第 1 号の表部分の内容が他の標識等</p>	

により公衆が確認できる場合は、様式第1号内の表を省略することができる。

【徳島県土木工事共通仕様書に基づかない工事の場合】

工事現場の公衆の見やすい場所に、図面等に工事内容を記載することにより、公衆が工事内容を理解しやすいよう作成した標識を設置し、工事しゅん工検査が終了するまで存置する。

掲
示
根
拠

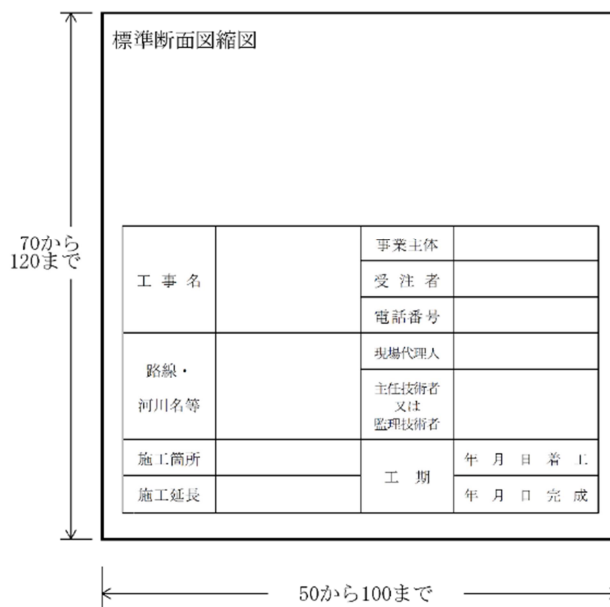
【徳島県土木工事共通仕様書】

1-1-1-53 標準断面図板の設置

受注者は、別に定めるものを除くほか、**工事現場の公衆の見やすい場所に標準断面図板（様式第1号）を設置し**、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。ただし、航路の浚渫など、標準断面図の設置が不可能な場合には、監督員との協議により、しかるべき処置を講じなければならない。

備考

様式第1号



備考 長さの単位は、センチメートルとする。

【参考3 掲示が望ましい標識】

①有資格者の掲示板

- ・ 掲示場所 公衆の見やすい場所
- ・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。）
- ・ 掲示内容 就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。

参
考

【労働安全衛生法】

（安全衛生教育）

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

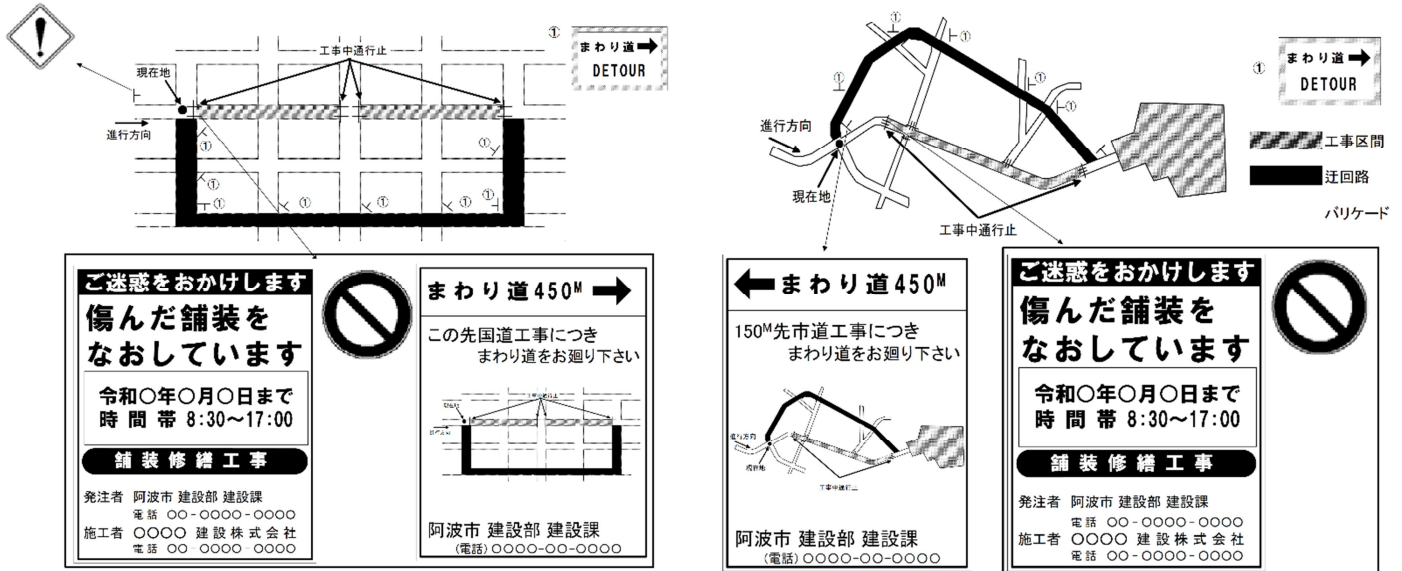
3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安

	<p>全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。</p> <p>2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。</p> <p>3 第 1 項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。</p> <p>4 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 24 条第 1 項（同法第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前 3 項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。</p>
--	--

②河川占用許可書	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所 占用物件又は占用場所の見やすい箇所 ・ 標識寸法 規定なし（読みやすい大きさにすること。） ・ 掲示内容 占用許可の期間中、占用許可済の表示をする。
参考	

(迂回路の標示)

- 3 迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする期間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示版を設置するものとする。また、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、「まわり道」の標示版を設置するものとする。



- ・ 矢印は、赤色とする。その他の文字及び記号は、白地に青色文字とする。

(防護施設の設置)

- 4 道路工事現場等において、車両等の進入を防ぐ必要がある場合には、バリケードにて囲むよう設置し、交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ、標柱等を用いるものとする。

(色彩)

- 5 道路工事現場等において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

(管理)

- 6 工事現場における標示施設等は、堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うものとする。また、夜間において、遠方から確認し得るよう照明、反射装置等を施すものとする。